平成２６年（フ）第１２４号
秋田市土崎港東２丁目９番23号　坂本アパート１号
債務者　豊島　達也
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
長野県岡谷市本町２丁目６番29号
債務者　玉置　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第８１号
広島県呉市阿賀北９丁目14番22号
債務者　宮本　美貴
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８４号
広島県呉市中央３丁目７番15―1304号
債務者　村上　早苗
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６６号
福岡県飯塚市相田89番地15
債務者　那須　新一
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４８号
福島県郡山市富久山町久保田字三御堂29番地の４　ミレニアムＹ201号、前住所福島県郡山市熱海町熱海４丁目220番地　熱海第２桔梗寮201号
債務者　鈴木　美佳（旧姓新妻）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
福島県郡山市富久山町久保田字山王舘32番地センチュリーハイツ206号
債務者　大内美江子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
長野県伊那市日影616番地１　ハイツアールヌーボ201号
債務者　魚返　鉄男
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３８号
長野県下伊那郡高森町牛牧2468―４　円会センテナリアン、住民票上の住所長野県駒ヶ根市上穂南14番11号　小原団地５号
債務者　伊藤　美子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第５３号
山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘１丁目13番４号
債務者　中谷　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第４号
長崎県対馬市厳原町小浦179番地16　龍馬コーポ103、前住所長崎県対馬市厳原町宮谷218番地
債務者　神宮　功一
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
青森県五所川原市大字太刀打字柳川158番地１
債務者　葛西よし子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅９―10
債務者　齋藤　　昭
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
和歌山市狐島521番地の８
債務者　大塚あゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市長田２丁目28番11号　タマキ荘Ｂ―306
債務者　吉元あずさ（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市寄宮１丁目11番38号　パークビューマンション202
債務者　島袋　　豊
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１４０号
青森県むつ市横迎町１丁目17番29号
債務者　奥島　昭子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係